

西紋衛組告示 第 2 号

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び第 167 条の 10 の 2 の規定により公告する。

平成 24 年 4 月 18 日

西紋別地区環境衛生施設組合  
組合長職務代理者 副組合長 高 畑 秀 美

1. 入札に付する事項

- (1) 業務番号 平成 24 年度 第 1 号
- (2) 業務名称 西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務
- (3) 業務場所 北海道紋別市新生 224-1、227、228
- (4) 業務概要

・施設概要

本件施設の概要は、以下のとおりである。

項目	概要
施設名称	西紋別地区広域ごみ処理センター
所在地	北海道紋別市新生 224-1、227、228
敷地面積	83,725 m <sup>2</sup>
供用開始	平成 25 年 1 月（予定）
中間処理施設	焼却施設、破砕選別施設 ①計量設備 : 計量機 1 基（共通） ②焼却施設 焼却方式 : 准連続燃焼式焼却炉（堅型ストーカ式） 施設規模 : 26t/日（13t/日×2 炉） 処理対象物 : 可燃ごみ、紋別リサイクルセンターからの選別残渣 ③破砕選別施設 施設規模 : 5t/日（5 時間運転） 処理対象物 : 不燃ごみ、粗大ごみ、金属ごみ（一時貯留）
最終処分場	被覆型最終処分場 埋立容量 : 30,000 m <sup>3</sup> 埋立面積 : 3,200 m <sup>2</sup> 計画埋立年数 : 15 年間 埋立対象物 : 焼却残渣（焼却灰、飛灰処理物、処理不適物）

	不燃残渣（不燃性残渣、処理不適物）
	浸出水処理施設
	処理水量 : 10 m <sup>3</sup> /日
	調整槽容量 : 36 m <sup>3</sup>
	処理方式 : (水処理) 凝集沈殿+砂ろ過 (汚泥処理) 重力濃縮+遠心脱水
	排水方法 : 処理水は紋別アクアセンターに車両運搬 脱水汚泥は最終処分場に埋立処分

### ・業務内容

本件業務は、組合の構成市町村から搬入される一般廃棄物の処理を行うため、本件施設の運転、維持管理（補修及び更新）を含む包括的な運転管理等業務を委託するものである。

受託者は、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、受託者の創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ安全かつ効率的、経済的及び安定的な運転管理等を行うものとする。詳細は入札説明書による。

#### (5) 委託期間

運転準備期間、運転期間は次のとおりとする。

##### ・運転準備期間

契約締結日の翌日から平成 24 年 12 月 31 日まで

##### ・運転期間

平成 25 年 1 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日まで

#### (6) 予定価格の公表

予定価格 4, 1 4 4, 9 7 1, 6 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2. 入札方法等

受託者の選定にあたっては、入札価格と技術提案内容を総合的に評価し落札者を選定する総合評価一般競争入札を採用する。

## 3. 入札参加資格要件

入札参加者は、以下の参加資格要件を全て満たすものとする。

### (1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、構成員で構成されるものとする。また、入札参加者は、入札参加者の参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とする 것도可能とする。
- ② 構成員には、構成市町村に本社を有する企業を少なくとも 1 者以上含めるものとする。
- ③ 構成員の企業数の上限は任意とするが、構成員は本件業務の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出時に、構成員を本件業務の遂行上果たす役割とともに明らかにするも

のとする。

- ④ 入札参加者は、下記「(2) 入札参加者の参加資格要件」の「2) 代表企業の参加資格要件」を満たす構成員を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合はこの限りではない。
- ⑥ 構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。
- ⑦ 構成員のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

## (2) 入札参加者の参加資格要件

### 1) 構成企業の共通参加資格要件

構成企業は、以下の要件を満たすこととする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 西紋別地区環境衛生施設組合建設工事等請負業者資格審査及び指名等に関する規程に基づく指名停止を受けておらず、かつ、構成市町村による指名停止を受けていない者であること。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 納期限の到来した法人税、消費税、地方消費税、構成市町村税及び構成市町村手数料を滞納している者でないこと。
- ⑨ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行

を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

- ⑩ 代表企業は、業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- ⑪ 組合が本件業務に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、入札説明書において、「資本金面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本件業務に関し、組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は、以下のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・豊原総合法律事務所

## 2) 代表企業の参加資格要件

構成員の代表企業は、以下に示す業務の受託実績又は建設工事の請負実績を元請として複数件有していること。ただし、代表企業としての実績に限るものとする。

- ・地方公共団体発注による全連続又は准連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）を対象とした運転管理等業務（運転管理業務及び補修業務の両方を含む業務の実績とし、運転管理業務のみの実績では不可とする）。
- ・地方公共団体発注による全連続又は准連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）の建設工事。

## 3) 有資格者の配置等に係る参加資格要件

構成員は、以下の要件を満たすこと。なお、構成員が複数の場合には、複数の構成員で以下に示す全ての要件を満たせばよいものとする。また、1人の技術者が以下の要件の複数を満たす場合には、当該要件を兼ねることができる。

- ① 廃棄物処理法に定める技術管理者の資格を有し、財団法人日本環境衛生センターが認定するごみ処理施設技術管理士の資格を有する者であって、全連続又は准連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）の総括責任者としての経験を有する技術者を本件業務の廃棄物処理施設技術管理者として業務開始後2年間以上配置できること。
- ② 業務開始後2年間以上が経過した後には、委託期間満了時まで、廃棄物処理法に定める技術管理者の資格を有し、財団法人日本環境衛生センターが認定するごみ処理施設技術管理士の資格を有する者であって、全連続又は准連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）の業務経験を有する技術者を配置できること。

- ③ 廃棄物処理法に定める技術管理者の資格を有し、財団法人日本環境衛生センターが認定する破碎・リサイクル施設技術管理士の資格を有する者であって、破碎・リサイクル施設の業務経験を有する技術者を委託期間を通じて配置できること。
- ④ 廃棄物処理法に定める技術管理者の資格を有し、財団法人日本環境衛生センターが認定する最終処分場技術管理士の資格を有する者であって、最終処分場の業務経験を有する技術者を委託期間を通じて配置できること。

#### 4. 総合評価に関する事項

##### (1) 落札者決定基準

本件業務においては、価格及びその他の条件により落札者を決定する総合評価一般競争入札方式に基づき実施する。

1) 技術提案書の提案内容（表1における「技術提案に関する事項」に係る提案内容）については、「2) 技術提案に関する得点化方法」に従って得点化を行う。また、入札価格（表1における「価格提案に関する事項」に係る提案内容）については、「4) 価格提案に関する得点化方法」に従い得点化を行う。

選定委員会は、技術提案に関する審査項目の得点と入札価格における得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

##### ※定量化審査の審査項目と配点

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、委託期間にわたる必要性、重要性を勘案し、本件業務において組合が落札者に創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、組合が入札参加者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。詳細は落札者決定基準による。

表1 定量化審査の審査項目と配点

審査項目			配点	
大項目	中項目	小項目		
技術提案に関する事項	運転管理等業務に関する事項	運転・維持管理体制	8	55
		受入管理	5	
		運転管理	19	
		維持管理	16	
		環境管理	7	
	経営計画に関する事項	経営計画・事業収支計画	4	15
		リスク管理方法	6	
		地域への貢献	5	

価格提案に関する事項	入札価格に関する事項	入札価格	30
合 計			100

## 2) 技術提案に関する得点化方法

①提案を求めている審査項目においては、次に示す 5 段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.0
B	A と C の中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において、優れている	配点×0.5
D	C と E の中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準書程度である	配点×0.0

②各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数点以下第 3 位を四捨五入した値とする。

③ ②の結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

3) 入札書の開札を行う。入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が予定価格を超えていた場合又は入札価格が技術提案書に記載した金額と異なっていた場合には失格とする。

## 4) 価格提案に関する得点化方法

入札価格について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は小数点以下第 3 位を四捨五入した値とする。

価格提案の得点化にあたっては、定量化限度額を設ける。定量化限度額を下回る価格で入札を行っても失格とはならないが、この場合、入札価格に代え、定量化限度額により価格提案の得点化を行う。なお、定量化限度額は公表しない。



入札参加者の募集及び落札者の選定スケジュールは、下表のとおり予定している。

日 付	内 容
平成 24 年 4 月 18 日 (水)	入札公告
平成 24 年 4 月 18 日 (水) ～	入札説明書等の公表
平成 24 年 4 月 18 日 (水) ～ 平成 24 年 4 月 27 日 (金)	入札説明書等に関する質問の受付 (第 1 回)
平成 24 年 4 月 23 日 (月) 午前、 平成 24 年 4 月 27 日 (金)	参考資料 1 の配付
平成 24 年 5 月 11 日 (金)	入札説明書等に関する質問の回答 (第 1 回)
平成 24 年 5 月 14 日 (月) ～ 平成 24 年 5 月 18 日 (金)	参加資格申請書類の受付
平成 24 年 5 月 22 日 (火)	資格審査結果の通知
平成 24 年 5 月 23 日 (水) ～ 平成 24 年 5 月 25 日 (金)	参考資料 2 の閲覧・現場説明会の開催
平成 24 年 5 月 28 日 (月) ～ 平成 24 年 5 月 31 日 (木)	入札説明書等に関する質問の受付 (第 2 回)
平成 24 年 6 月 8 日 (金)	入札説明書等に関する質問の回答 (第 2 回)
平成 24 年 6 月 27 日 (水) ～ 平成 24 年 6 月 29 日 (金)	技術提案書の受付
平成 24 年 8 月上旬	技術提案書に関するヒアリング、審査
平成 24 年 8 月上旬	入札書の提出・開札
平成 24 年 8 月上旬	総合評価
平成 24 年 8 月上旬	落札者の決定及び公表
平成 24 年 8 月中旬	基本協定締結
平成 24 年 9 月下旬	委託契約締結

詳細は入札説明書によること。

## 6. 入札執行の場所及び日時

入札書の開札は、次のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細については決定し次第、各入札参加者の代表企業に通知する。

- ・ 日 時  
平成 24 年 8 月上旬 (予定)
- ・ 開札場  
興部町役場 (予定)

## 7. 入札保証金について

免除する

8. 入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 9. 契約書作成の要否

落札者決定後、組合と落札者との間で基本協定を締結し、委託契約の締結に向けてなされる、組合及び落札者の双方の協力等について定める。

組合と受託者との間で委託契約を締結し、委託期間中の組合と受託者の役割、責任分担について明確化する。

## 10. その他必要な事項

- ・ 問い合わせ先は「5. 契約条項を示す場所及び期間」の担当課による。
- ・ 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、委託契約書（案）についての詳細は「5. 契約条項を示す場所及び期間」のホームページに掲載